

国立大学法人室蘭工業大学における公的研究費の使用に関する行動規範

令和4年3月31日
最高管理責任者決定

国立大学法人室蘭工業大学における研究活動等の不正防止に関する規則第7条に掲げる行動規範については、次のとおりとする。

- 1 本学の公的研究費の運営管理に関わる構成員は、コンプライアンス教育及び啓発活動に積極的に参加し、使用ルール等の理解に努める。
- 2 本学の公的研究費の運営管理に関わる構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、不正を起こさせない組織風土の形成に努め、公的研究費の不正使用を未然に防止する。
- 3 本学の公的研究費の運営管理に関わる構成員は、研究費の不正使用が疑われる場合には、黙認せず、速やかに相談窓口にご相談するなど、適切に対応する。